



第1部 総論

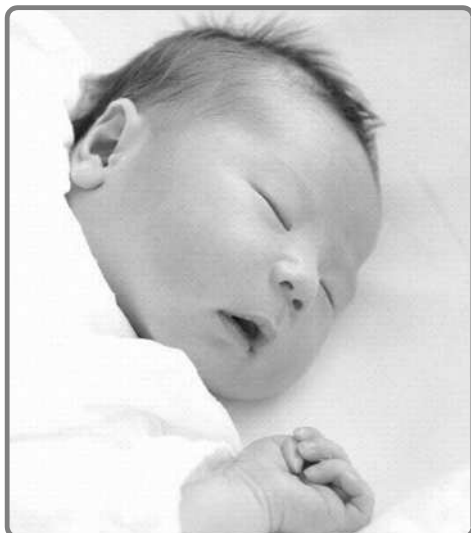


第 1 章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、モノをインターネットでつなぐ技術（IoT）ロボット、人工知能（AI）といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

しかしながら、子育て期の25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とする全ての子ども・家庭が保育所等を利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、本市においては、東部地域とそれ以外の地域とでは幼年人口が大きく異なり、一部の子ども・子育て支援施策について実施地域の偏在が見られます。特に保育所入所において、東部地域の一部には待機児問題がある一方、西部地域においては定員割

れ対策が必要となっております。本市においては、これらの問題を解決するための組織として「青梅市保育対策検討委員会」を立ち上げ、議論を進めております。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

また、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

さらに、子ども貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定にもとづき「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。子どもの貧困対策に関する大綱では、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策として（1）教育の支援、（2）生活の支援、（3）保護者に対する就労の支援、（4）経済的支援といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げ、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するとしています。

2 計画策定の趣旨

本市においては、「子ども・子育て支援法」にもとづき、平成26年12月に「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このような中、平成25年度に策定した「第6次青梅市総合長期計画」では、まちの将来像「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち青梅-ゆめ・うめ・おうめ-」の実現に向けて、3つの基本理念のもと、10の基本方向を柱として、計画的にまちづくりを進めます。

基本方向の一つとして「次代を担う子どもをみんなで育むまち」を掲げ、子どもたちが道徳心や学力・体力を育み、郷土を愛する創造性豊かな人間として成長できるよう、家庭、学校、地域が連携し、青梅の良さを生かした地域に根ざした教育の充実、推進を図っています。

また、本市では、全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援や保育を充実させるとともに、幼児教育を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めています。

この度、現行の「青梅市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項にもとづく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画の策定に当たっては、「子ども・若者育成支援推進法」にもとづく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづく、子どもの貧困対策に関する施策を包含し、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進します。

凡例表記について

本計画では、第2部、第2章の子ども・子育て支援施策の具体的な展開（P107～）において、各事業が「次世代育成支援法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」によるいずれの計画にもとづいているかを明確にするため下記の凡例にて示しています。

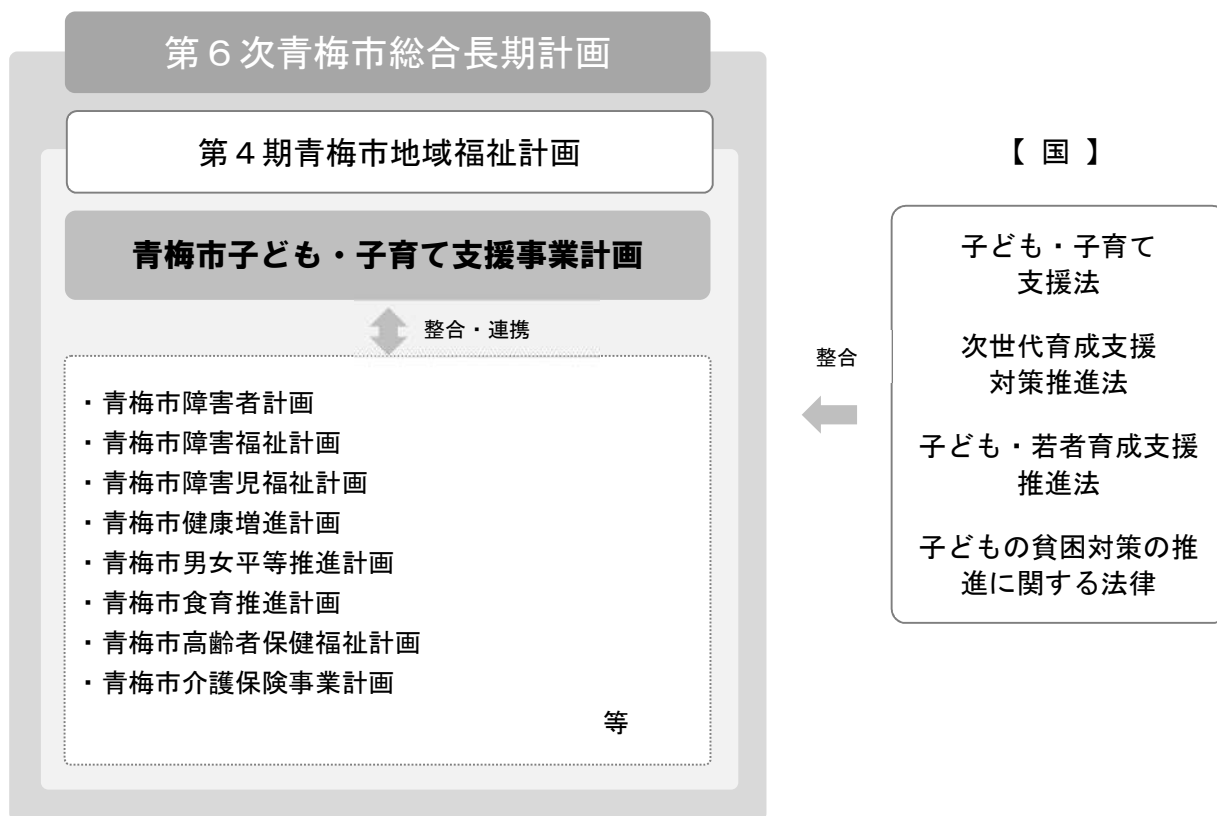
【次世代】：青梅市次世代育成支援地域行動計画から継承する事業

【子・若】：青梅市子ども・若者計画

【貧困対策】：青梅市子どもの貧困対策計画

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定するとともに、第6次青梅市総合長期計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

【 上位計画、関連法との関係 】

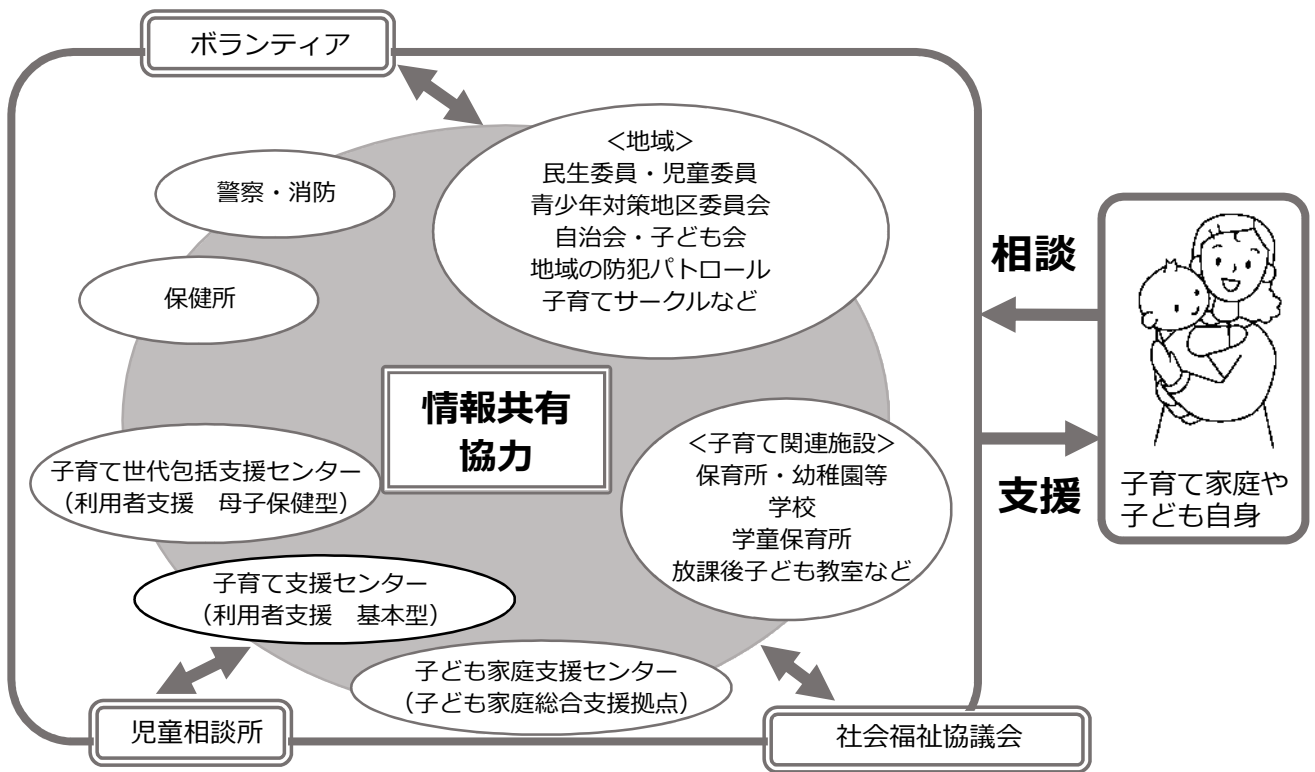


計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要不可欠です。

市では、平成30年1月から「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦に寄り添い、出産や子育てに関する相談にワンストップで対応しています。子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターおよび各関係機関が連携し、必要な情報共有を図ることで切れ目のない支援を行います。

また、働きながら結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、仕事と子育てが両立できる雇用環境を推進する「青梅市特定事業主行動計画」と連携を図ります。

【 関係機関との連携 】



4 計画の対象年齢

各計画の対象年齢は、「青梅市子ども・子育て支援事業計画」は0～18歳、「青梅市子ども・若者計画」は0～39歳、「青梅市貧困対策計画」は0～18歳です。

0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21～39歳
青梅市子ども・子育て支援事業計画											
青梅市子ども・若者計画											
青梅市子どもの貧困対策計画											

5 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画				

6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。(①調査対象 ②調査期間・方法 ③回収状況)

① 調査対象

- ・青梅市在住の就学前の子どもの保護者の方 1,500名
- ・青梅市在住の就学児童（6年生まで）の保護者の方 1,500名

② 調査期間

平成30年8月10日から平成30年8月31日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	611通	40.7%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	604通	40.3%

(2) 青梅市子ども・子育て会議による審議

青梅市では、計画の策定に当たって、子育て世代の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業の関係者等で構成する青梅市子ども・子育て会議へ諮問しました。青梅市子ども・子育て会議において本計画の内容について保護者、学識経験者、事業者などの幅広い立場や視点で協議を行い、市への答申を受けて策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する意見を聴取しました。

① 実施期間

令和元年11月15日（金）から29日（金）までの15日間

② 閲覧場所

市ホームページ、市民センター、中央図書館、子育て支援センター、障がい者サポートセンター、市役所2階行政情報コーナー、子育て推進課

③ 意見提出方法

閲覧場所に備え付けまたは市のホームページからダウンロードした用紙へ、意見および必要事項を記入の上、郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参する。

④ 周知方法

市ホームページ、広報おうめ（11月15日号）

⑤ 意見提出者数：1名（4件）



第2章

子ども・子育てを 取り巻く状況

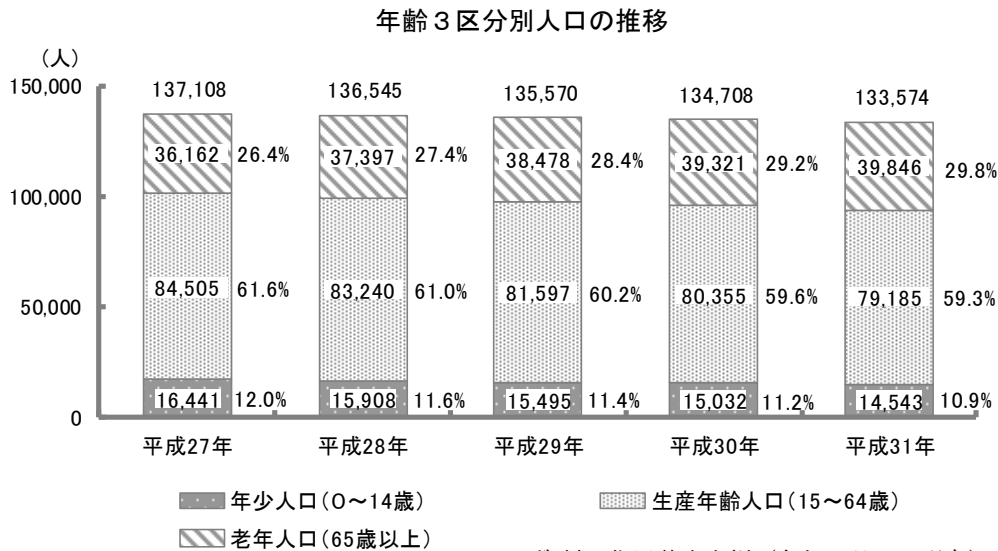
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 青梅市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

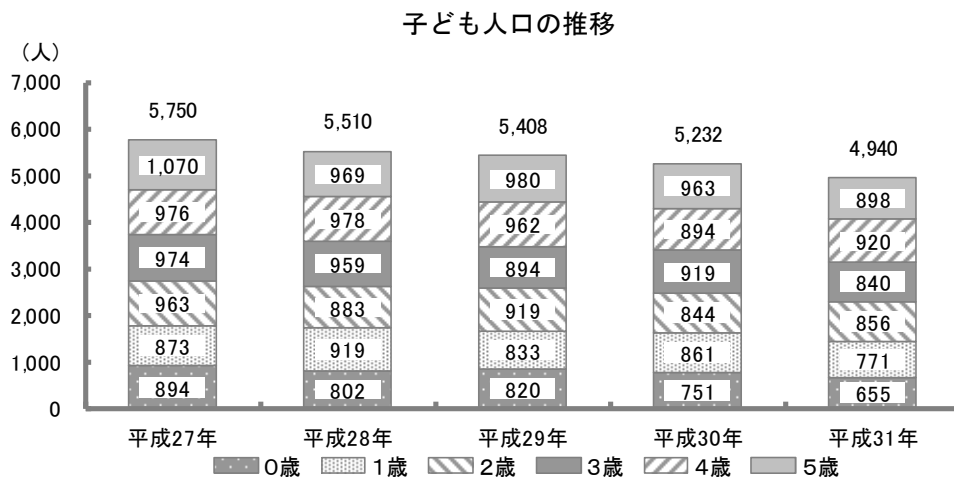
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で133,574人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

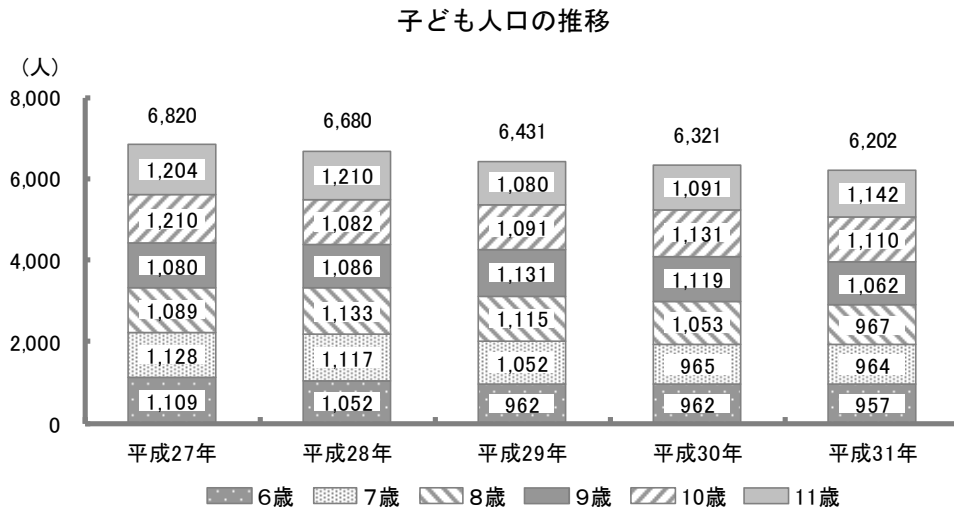
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で4,940人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で6,202人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。

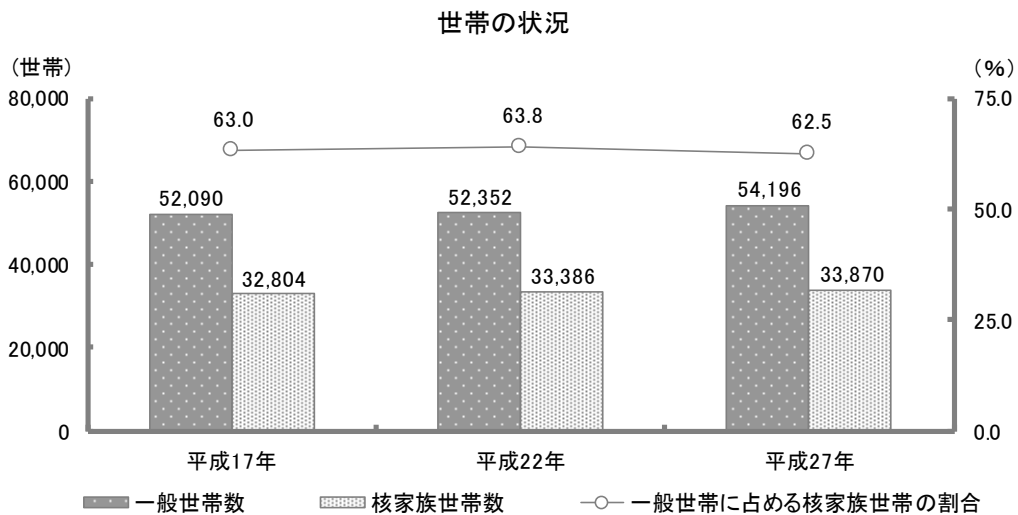


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

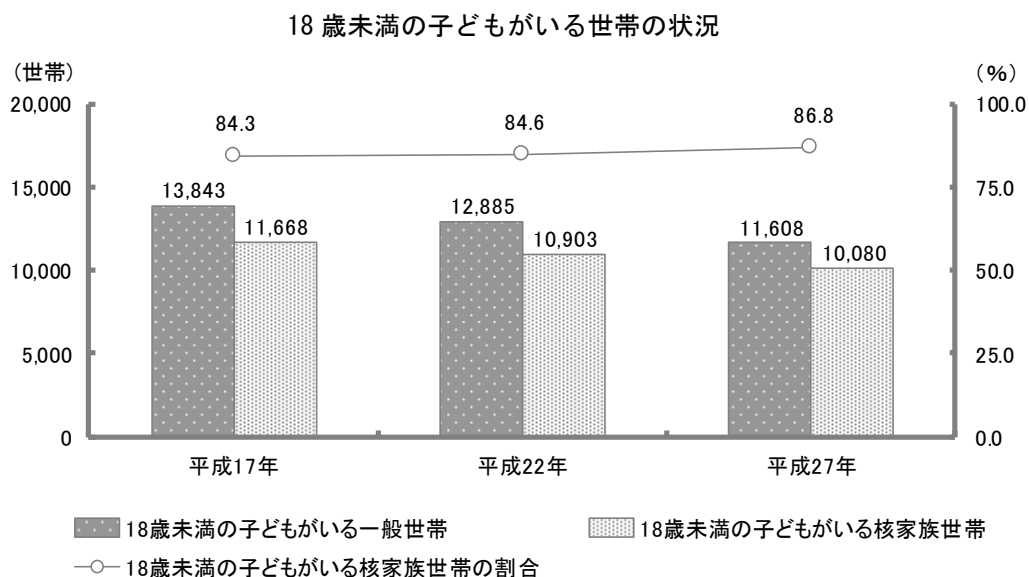
本市の核家族世帯数は平成17年と比べて、平成27年では33,870世帯と約1,000世帯増加しています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

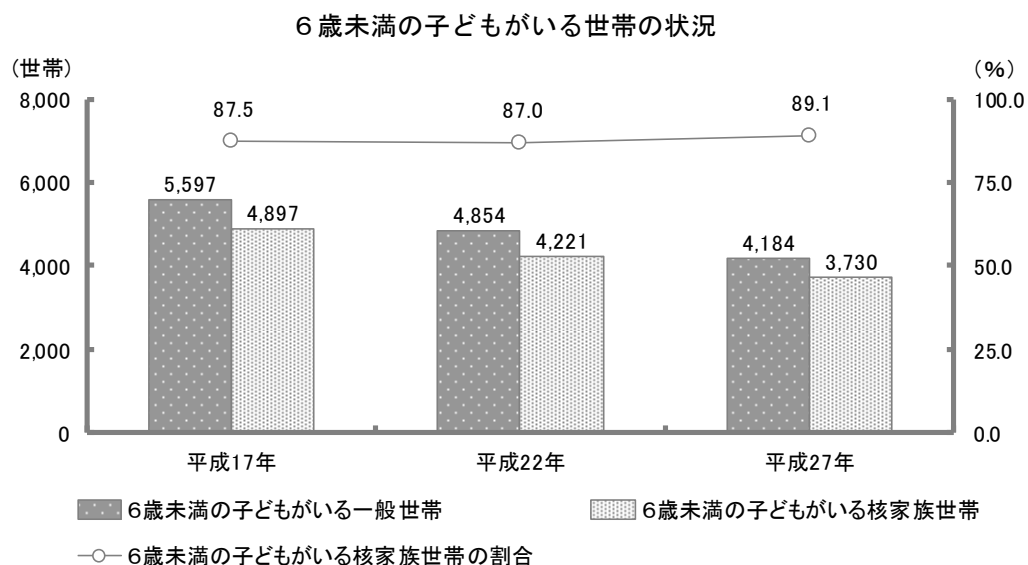
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年と比べて、平成27年では11,608世帯と約2,200世帯減少しています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も平成17年と比べて、平成27年の世帯数が減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。



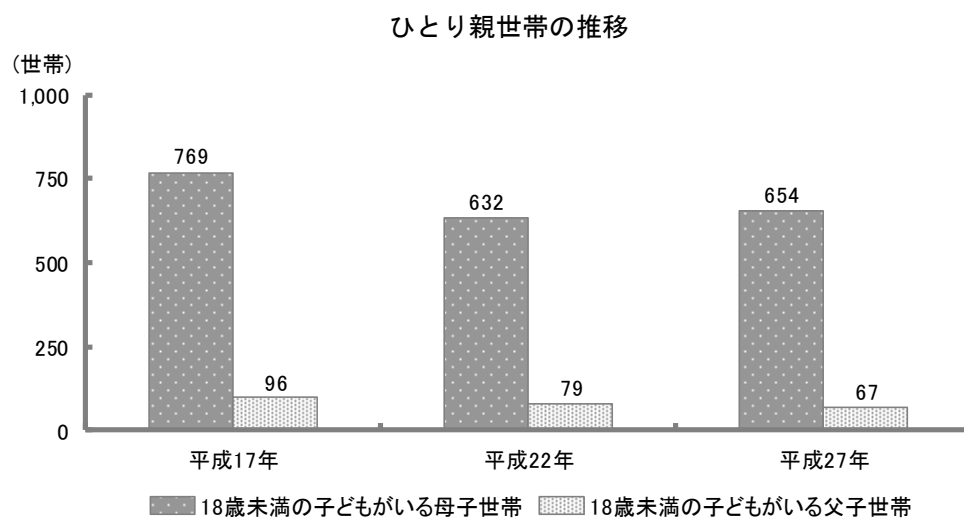
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年と比べて、平成27年では4,184世帯と約1,400世帯減少しています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も平成17年と比べ平成27年は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年以降増加しており、平成27年で654世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年と比べて、平成27年の世帯数は減少しています。



資料：国勢調査

⑤ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年時点の核家族世帯（33,870世帯）は、総世帯数（54,196世帯）の62.5%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の49.5%が「夫婦と子ども」の世帯、16.0%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。

世帯の家族類型の推移

単位：世帯

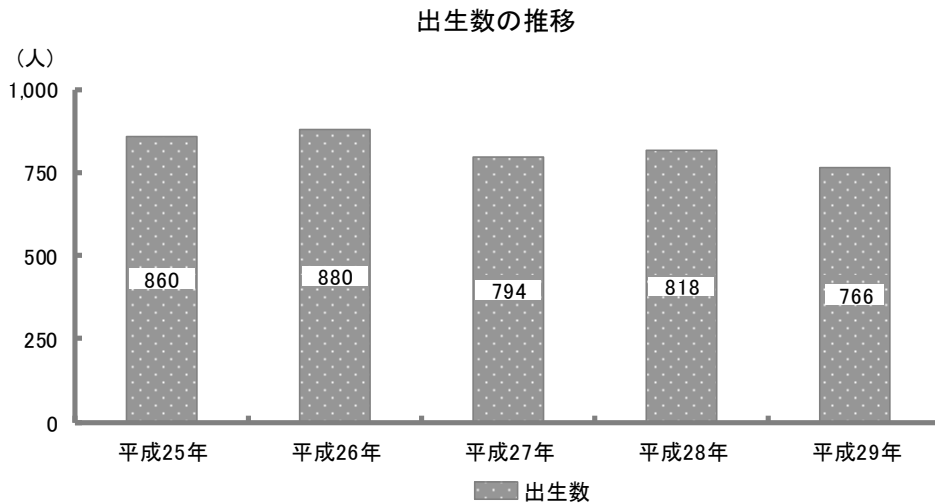
家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	単位：世帯	
					6歳未満親族のいる世帯（再掲）	18歳未満親族のいる世帯（再掲）
総数	49,180	52,090	52,352	54,196	4,184	11,608
A 親族世帯	36,670	37,356	37,581	37,469	4,154	11,533
I 核家族世帯	31,796	32,804	33,386	33,870	3,730	10,080
(1)夫婦のみ	8,564	9,606	10,740	11,678		
(2)夫婦と子ども	19,526	18,839	17,683	16,771	3,467	8,660
(3)男親と子ども	663	749	886	915	17	149
(4)女親と子ども	3,043	3,610	4,077	4,506	246	1,271
II その他の親族世帯	4,874	4,552	4,195	3,599	424	1,453
(5)夫婦と両親	169	152	129	106		
(6)夫婦とひとり親	442	510	490	426		
(7)夫婦、子どもと両親	1,027	839	704	506	109	357
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,935	1,672	1,410	1,047	117	479
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	80	101	92	114	6	26
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	281	322	396	368	73	255
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	75	54	56	43	1	6
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	249	208	165	120	55	91
(13)兄弟姉妹のみ	243	270	306	361		4
(14)他に分類されない親族世帯	373	424	447	508	63	235
B 非親族世帯	202	263	437	557	30	71
C 単独世帯	12,308	14,471	14,333	16,166		4

資料：国勢調査

(3) 出生の状況

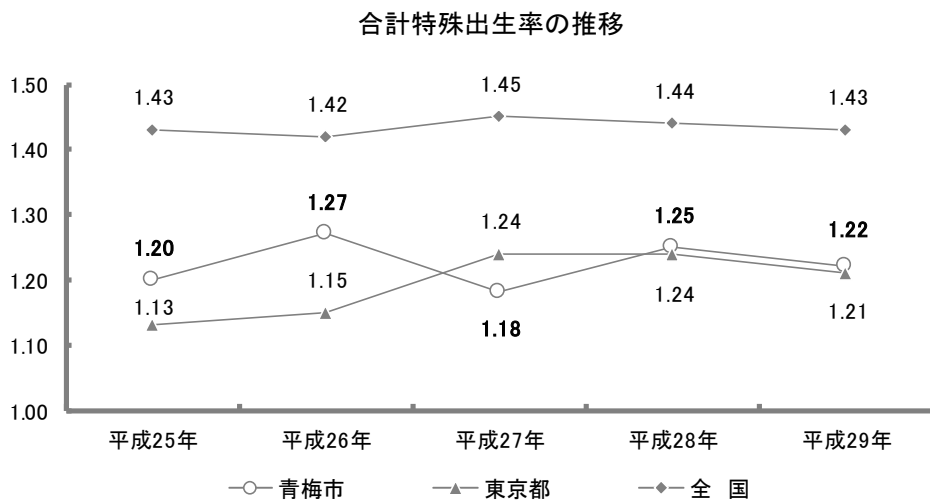
① 出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返していますが、平成29年で766人と過去5年間で約1割減少しています。



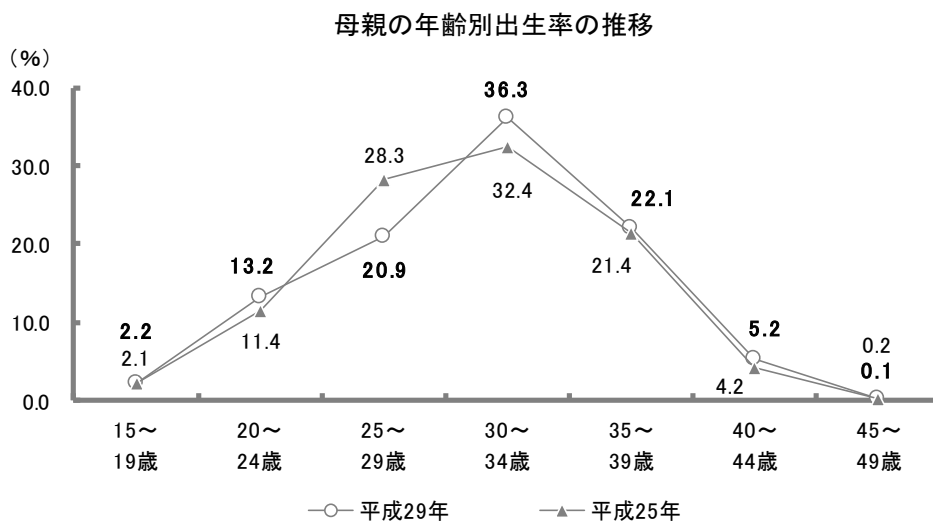
② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.22となっています。また、全国と比較すると低い値で推移していますが、都の平均と比較すると若干高い値となっています。



③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

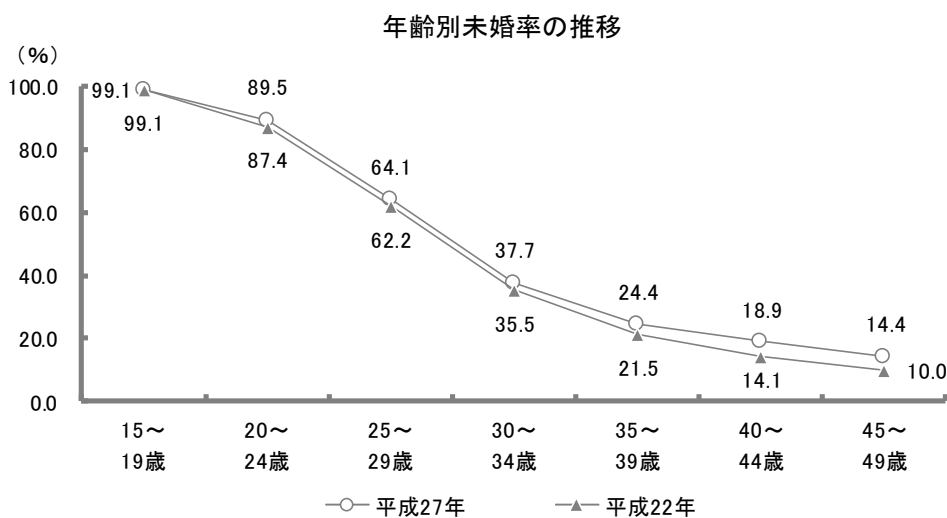
本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成25年に比べ平成29年で、25～29歳の割合が減少しているのに対し、30～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。



(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

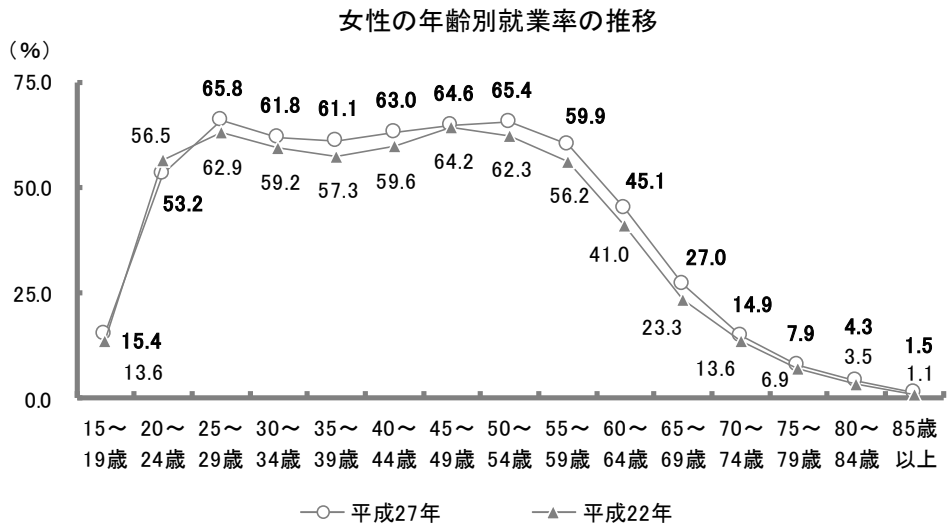
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

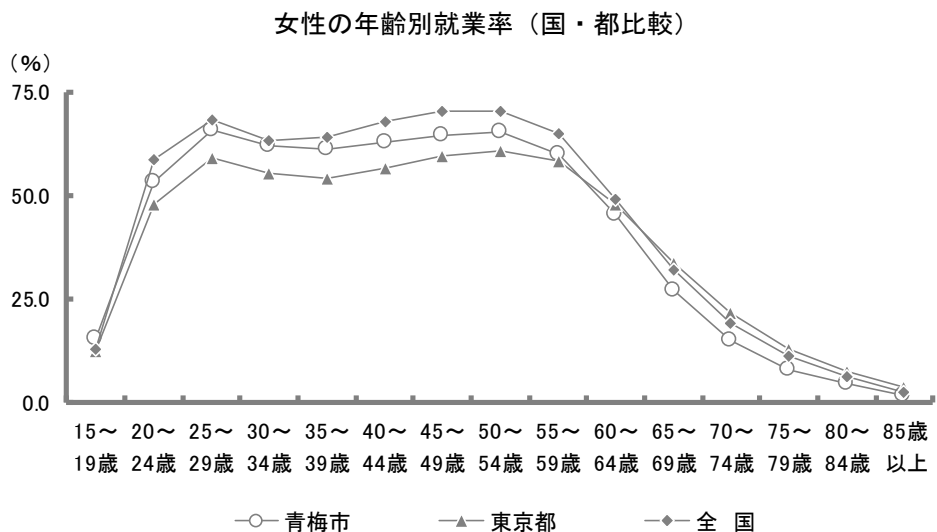
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・都比較）

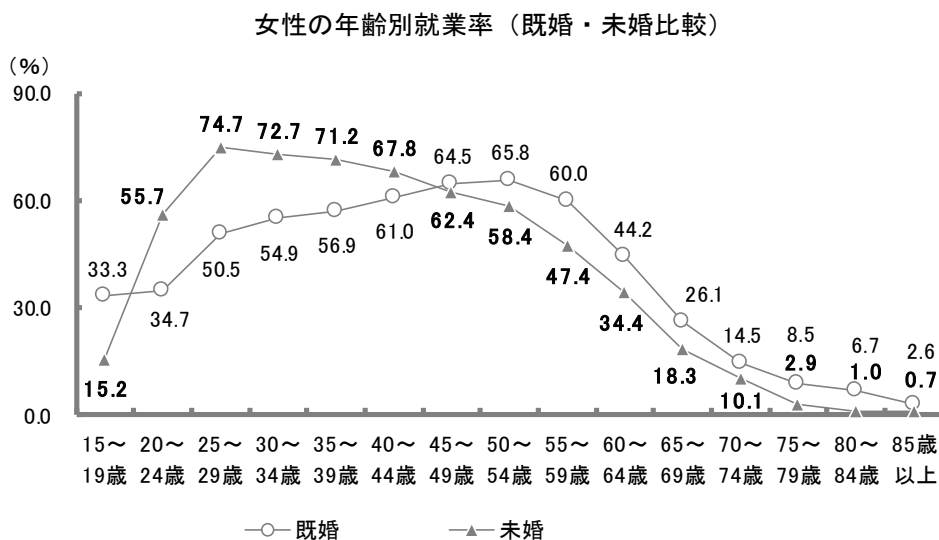
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、各年代で全国より低いものの、59歳以下では東京都より高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

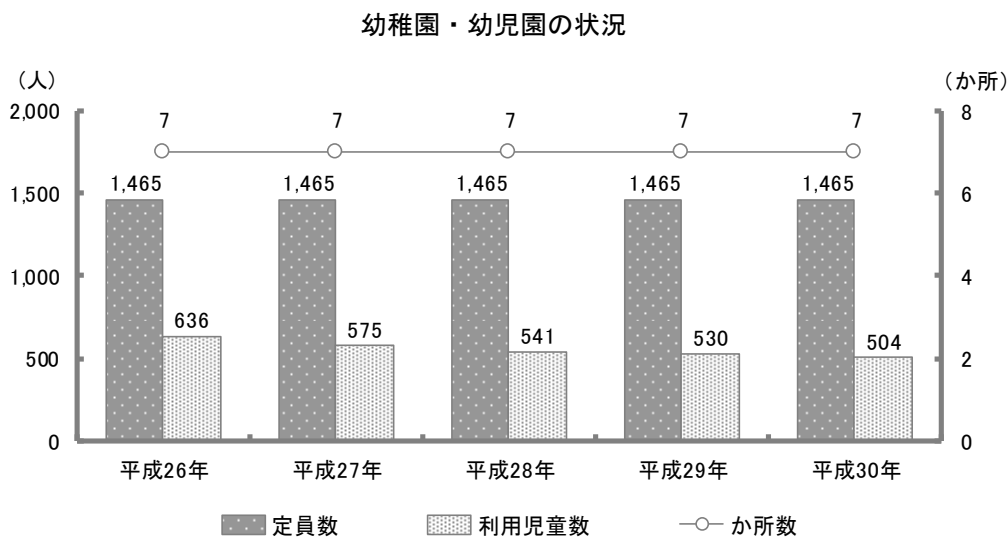
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳～44歳において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



(6) 教育・保育サービス等の状況

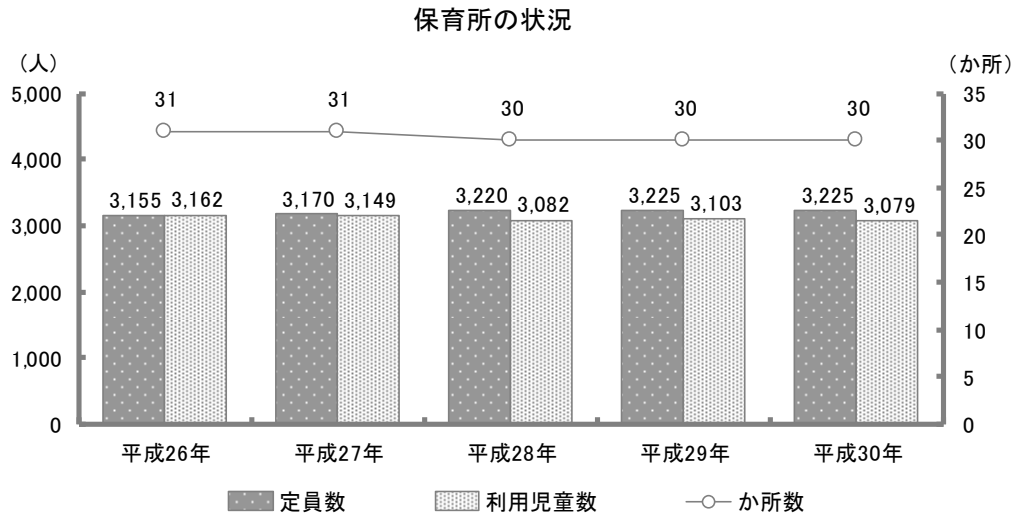
① 幼稚園・幼児園の状況

本市の幼稚園・幼児園の状況をみると、定員数・か所数ともに横ばいですが、利用児童数は年々減少しており、平成30年で利用児童数は504人となっています。



② 保育所の状況

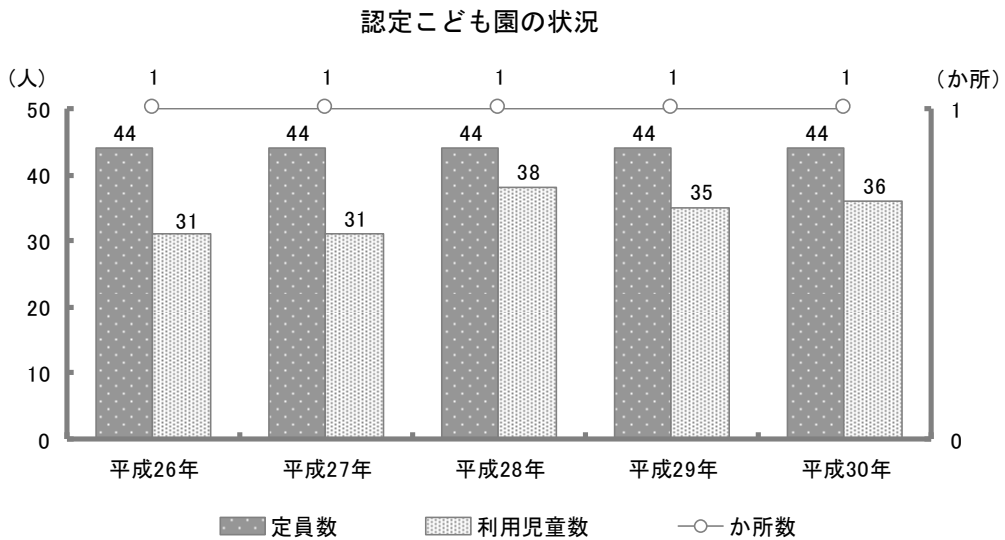
本市の保育所の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、定員数は年々増加しています。平成30年で定員数3,225人、利用児童数3,079人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

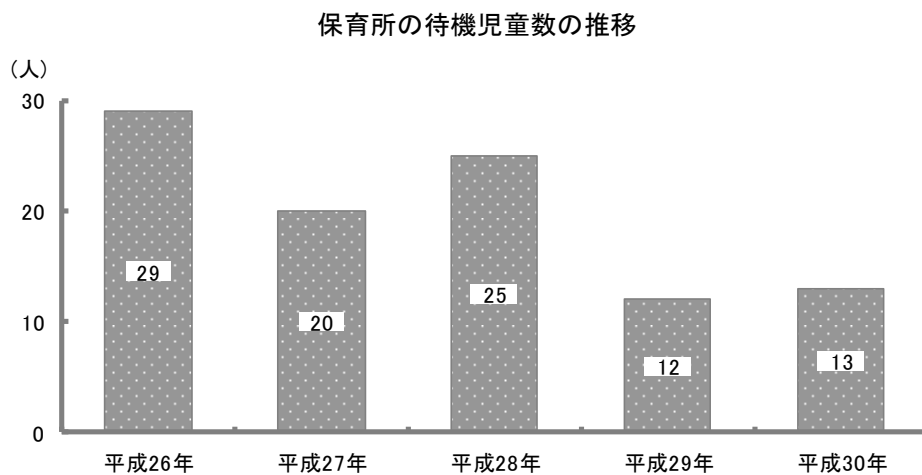
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・か所数ともに横ばいとなっており、利用児童数は増減を繰り返しています。平成30年で、定員数44人、利用児童数は36人となっています。



資料：市の統計

④ 保育所の待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成30年で13人となっています。

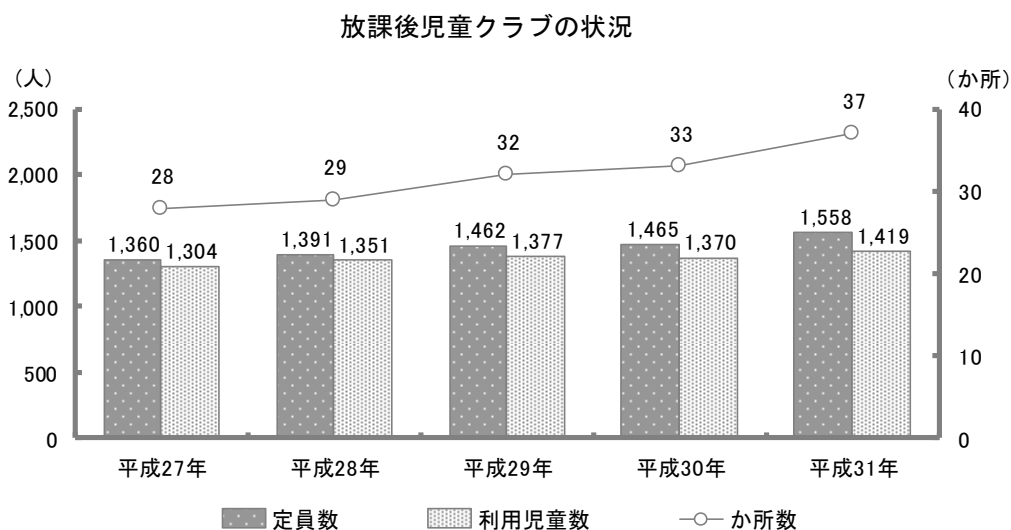


資料：市の統計

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

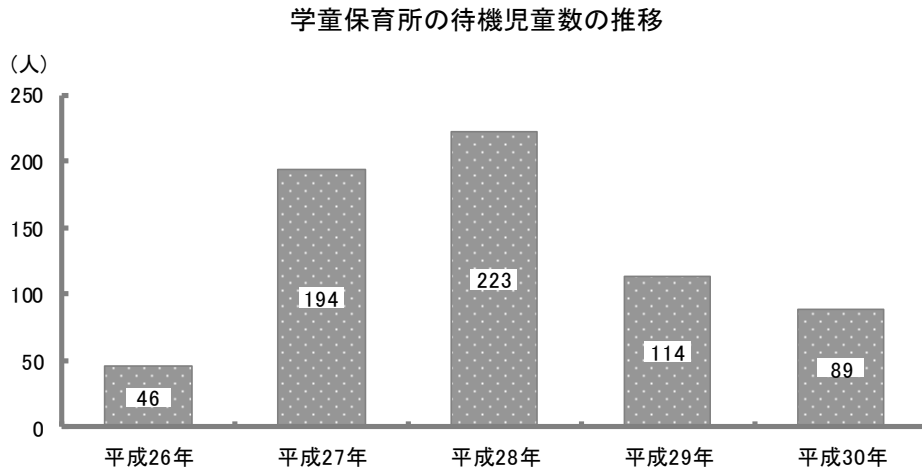
本市の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数・か所数は増加傾向にあります。平成31年で定員数1,558人、利用児童数1,419人となっています。



資料：行政報告書

② 学童保育所の待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、平成28年の223人をピークに減少しており、平成30年では89人となっています。

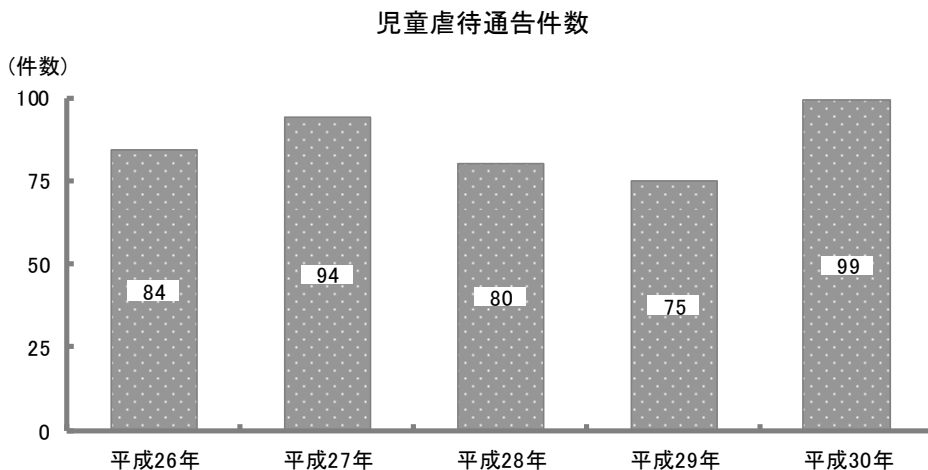


資料：市の統計

(8) その他の状況

① 児童虐待通告件数の推移

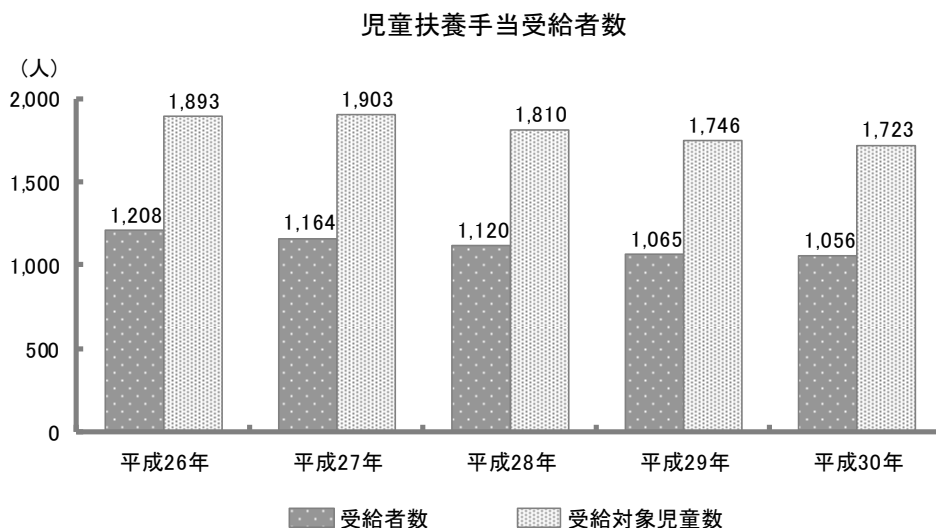
本市の児童虐待通告件数は増減を繰り返しながら増加傾向にあります。平成30年には、保護者からの虐待により子どもが死亡するという大変痛ましい事件が発生し、関係機関や市民の児童虐待に対する関心度が高まり、通告件数は99件と前年度に比べて24件増加しました。



資料：子ども家庭支援センター事業概要

② 児童扶養手当受給者数の推移

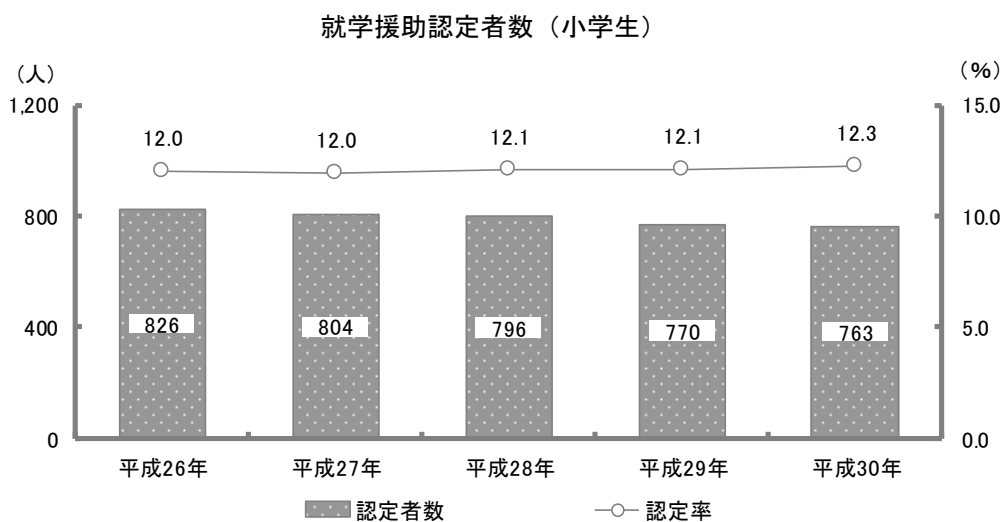
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が1,056人、受給対象児童数が1,723人となっています。



資料：福祉行政・衛生行政統計

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

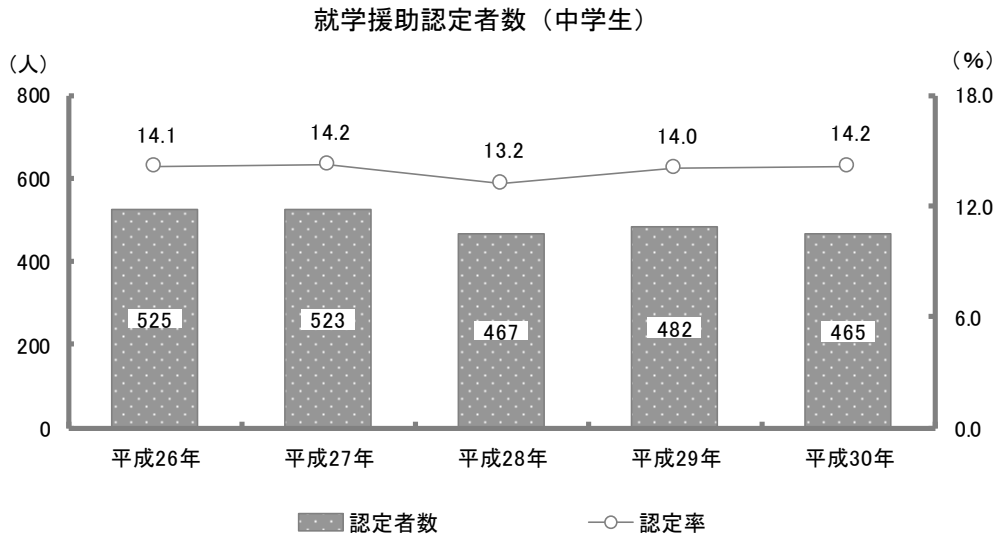
本市の小学生における就学援助認定者数は年々減少していますが、認定率は年々増加しています。認定者数は平成30年で763人、認定率が12.3%となっています。



資料：市の統計

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

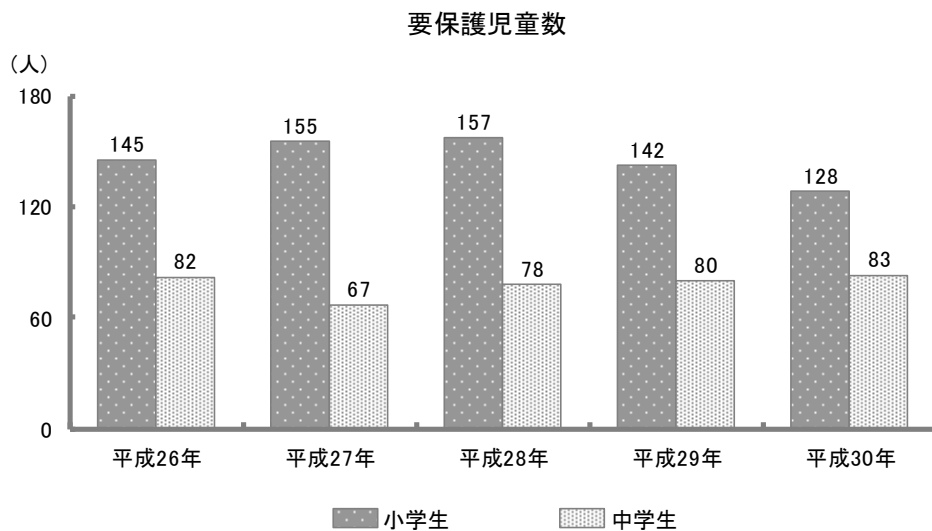
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返しています。平成30年で認定者数が465人、認定率が14.2%となっています。



資料：市の統計

⑤ 要保護児童数の推移

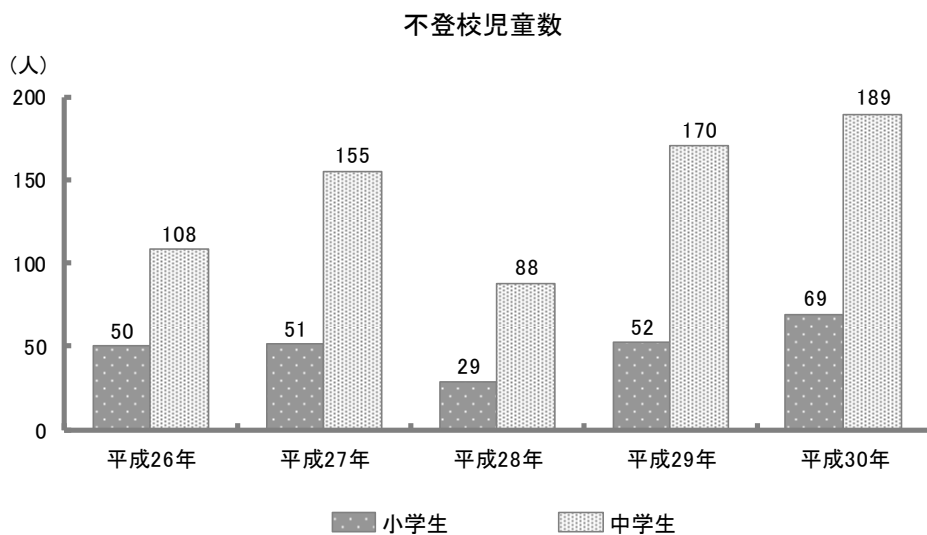
本市の要保護児童数（小学生）は平成28年以降減少しており、平成30年で128人となっています。要保護児童数（中学生）は平成27年以降増加しており、平成30年で83人となっています。



資料：市の統計

⑥ 不登校児童数の推移

本市の不登校児童数は増加傾向であり、平成30年で小学生が69人ですが、中学生は189人と増加傾向にあります。



資料：市の統計

2 ニーズ調査結果からみえる現状

調査の目的

本市では、子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）にもとづき、様々な子育て施策を行っています。第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、今後のよりよい子ども・子育て支援の参考とするため、ニーズ調査を実施しました。

調査対象

- ①青梅市在住の就学前の子どもの保護者の方 1,500名
- ②青梅市在住の就学児童（6年生まで）の保護者の方 1,500名

調査期間

平成30年8月10日から平成30年8月31日

調査方法

郵送による配布・回収

回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児の保護者	1,500通	611通	40.7%
小学生の保護者	1,500通	604通	40.3%

ニーズ調査結果からみえる現状 項目一覧

- (1) 子どもと家族の状況について
 - ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無
 - ② 母親の就労状況
 - ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）
 - ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）
- (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
 - ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無
 - ② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業
 - ③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業
- (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について
 - ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況
 - ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望
- (4) 病気等の際の対応について
 - ① 子どもが病気やケガで通常の利用ができなかった経験の有無
 - ② 子どもが病気やケガで通常の利用ができなかった場合の対応
- (5) 一時預かり等の利用状況について
 - ① 不定期の教育・保育の利用状況
 - ② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応
- (6) 小学校就学後（放課後）の過ごさせ方について
 - ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所
 - ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所
 - ③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所
 - ④ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所
- (7) 相談の状況について
 - ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無
- (8) 子育て全般について
 - ① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度
 - ② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

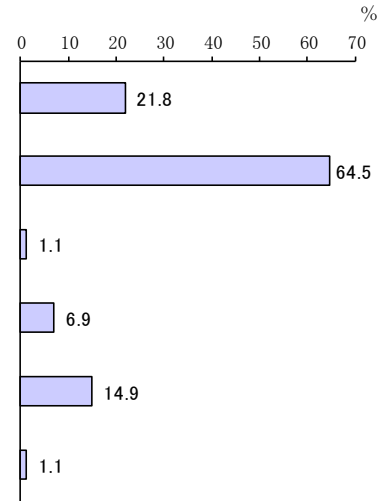
(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が64.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が21.8%、「いずれもない」の割合が14.9%となっています。

回答者数 = 611

- 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる
- 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもを預かってもらえる友人・知人がいる
- いずれもない
- 無回答

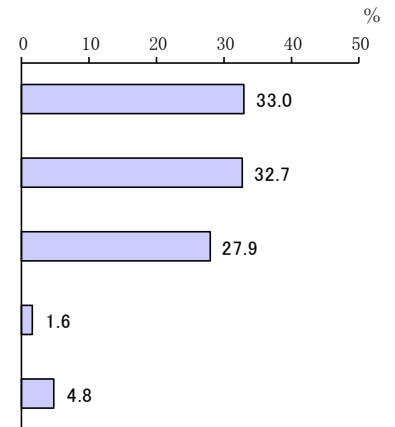


② 母親の就労状況

「フルタイムで就労している」の割合が33.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している」の割合が32.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が27.9%となっています。

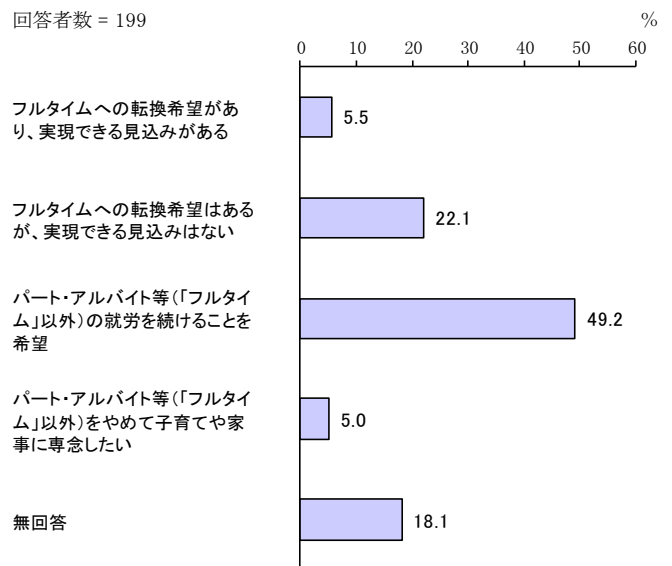
回答者数 = 609

- フルタイムで就労している
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

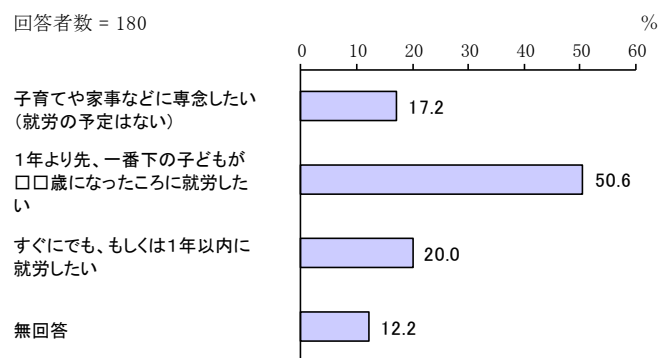
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が49.2%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が22.1%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が5.5%となっています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が50.6%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が20.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が17.2%となっています。

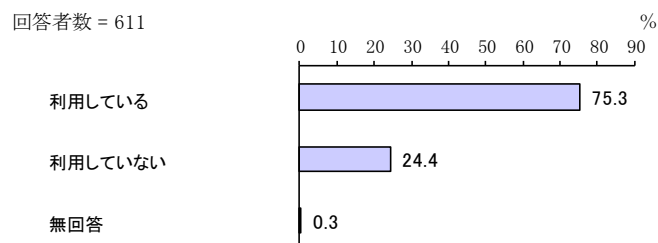
※1年より先、一番下の子どもが(□□)歳になったところに就労したいと答えた方のうち、38.5%の方が「0～3歳」、30.8%の方が「6～8歳」と答えました。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

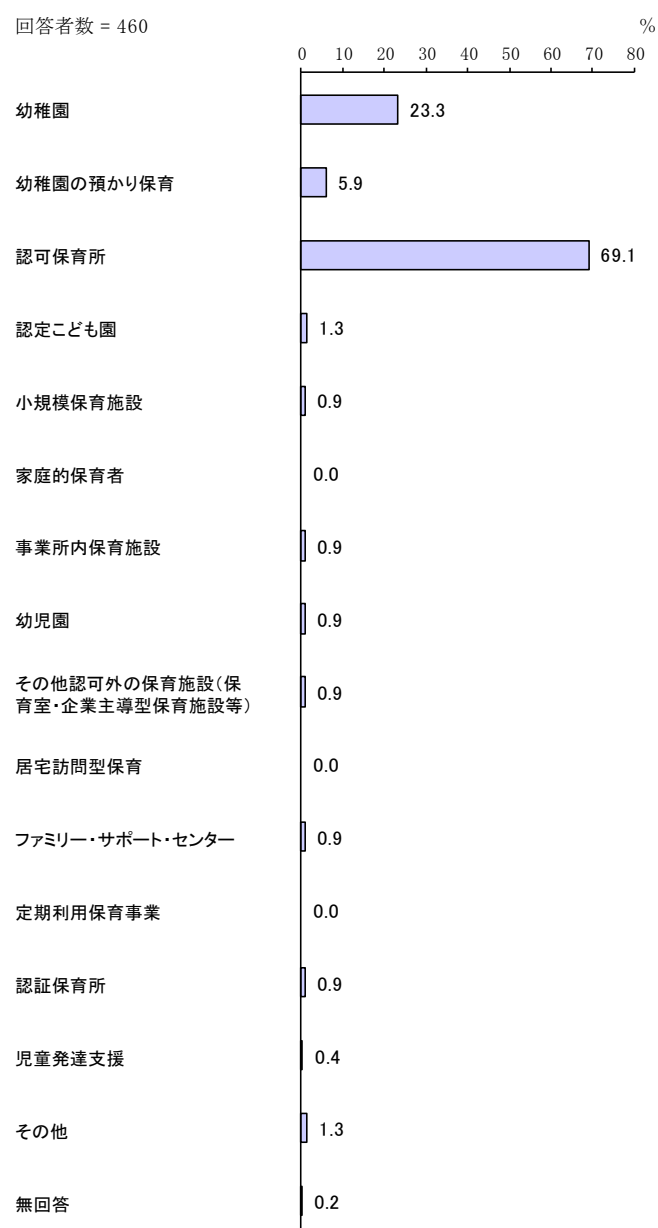
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が75.3%、「利用していない」の割合が24.4%となっています。



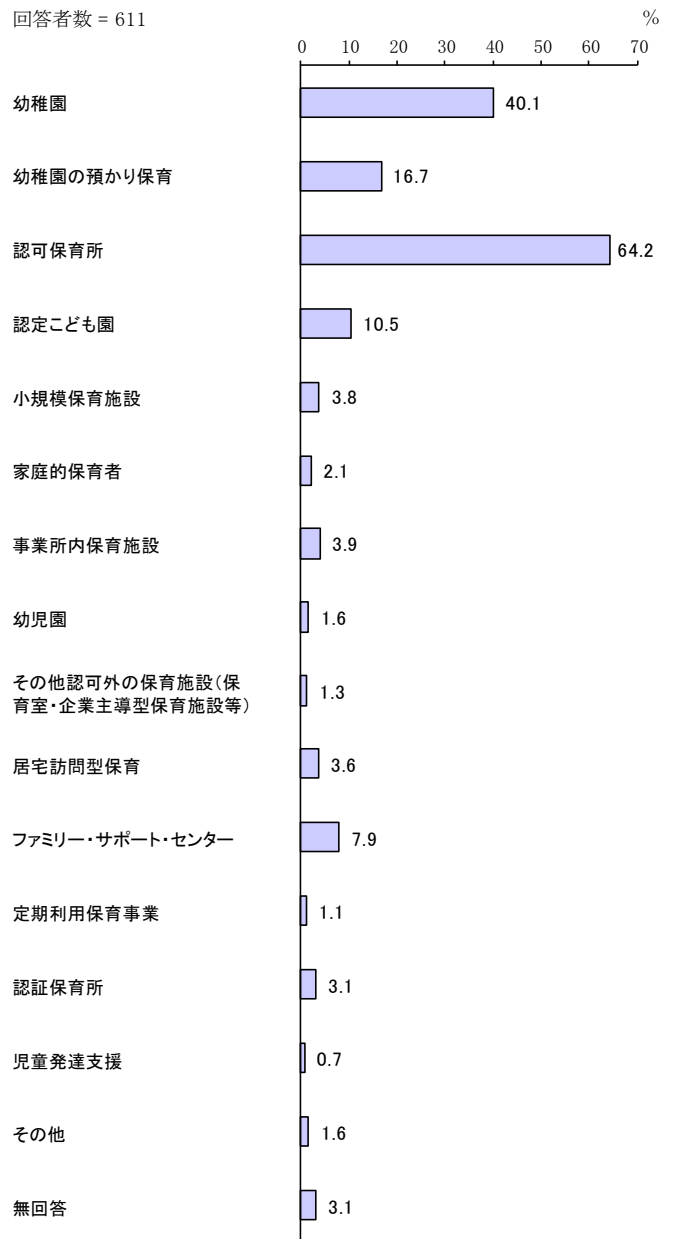
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が69.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が23.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が5.9%となっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

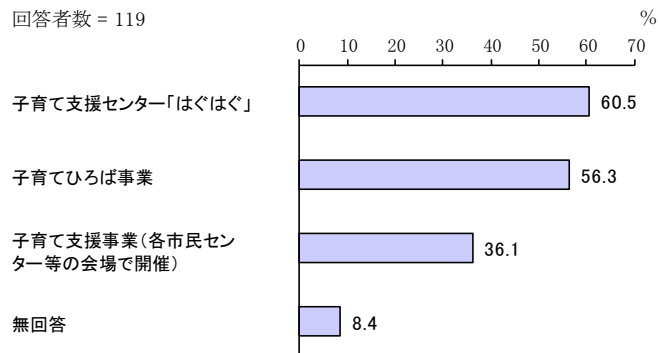
「認可保育所」の割合が64.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が40.1%、「幼稚園の預かり保育」の割合が16.7%となっています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

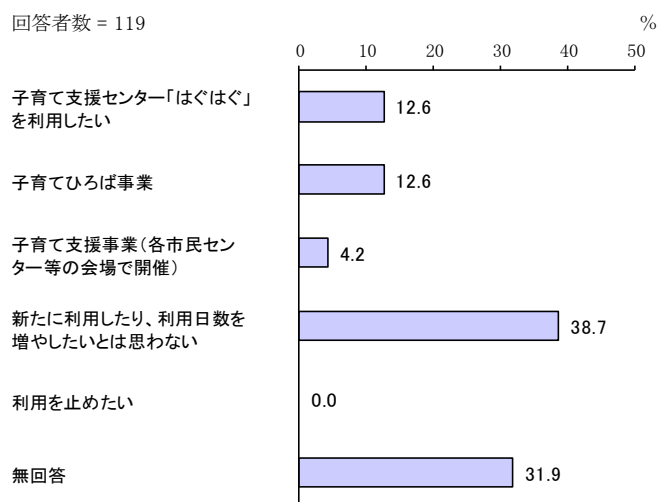
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「子育て支援センター「はぐはぐ」の割合が60.5%と最も高く、次いで「子育てひろば事業」の割合が56.3%、「子育て支援事業（各市民センター等の会場で開催）」の割合が36.1%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

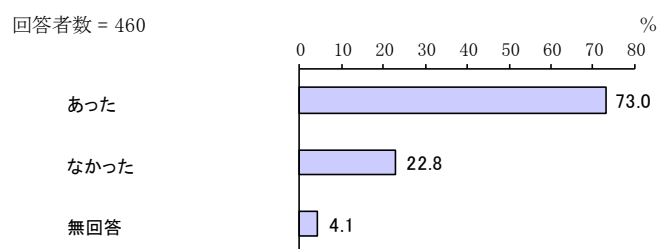
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「子育て支援センター「はぐはぐ」を利用したい」、「子育てひろば事業」の割合が12.6%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

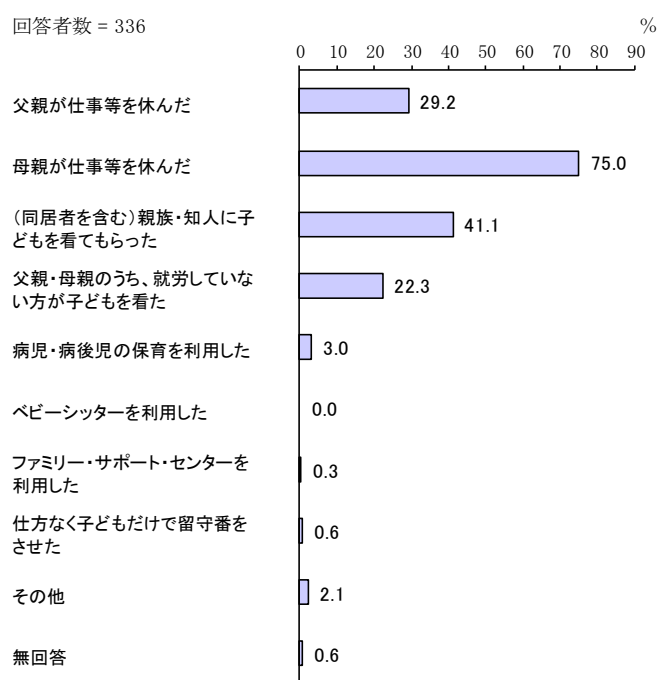
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が73.0%、「なかった」の割合が22.8%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が仕事等を休んだ」の割合が75.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が41.1%、「父親が仕事等を休んだ」の割合が29.2%となっています。

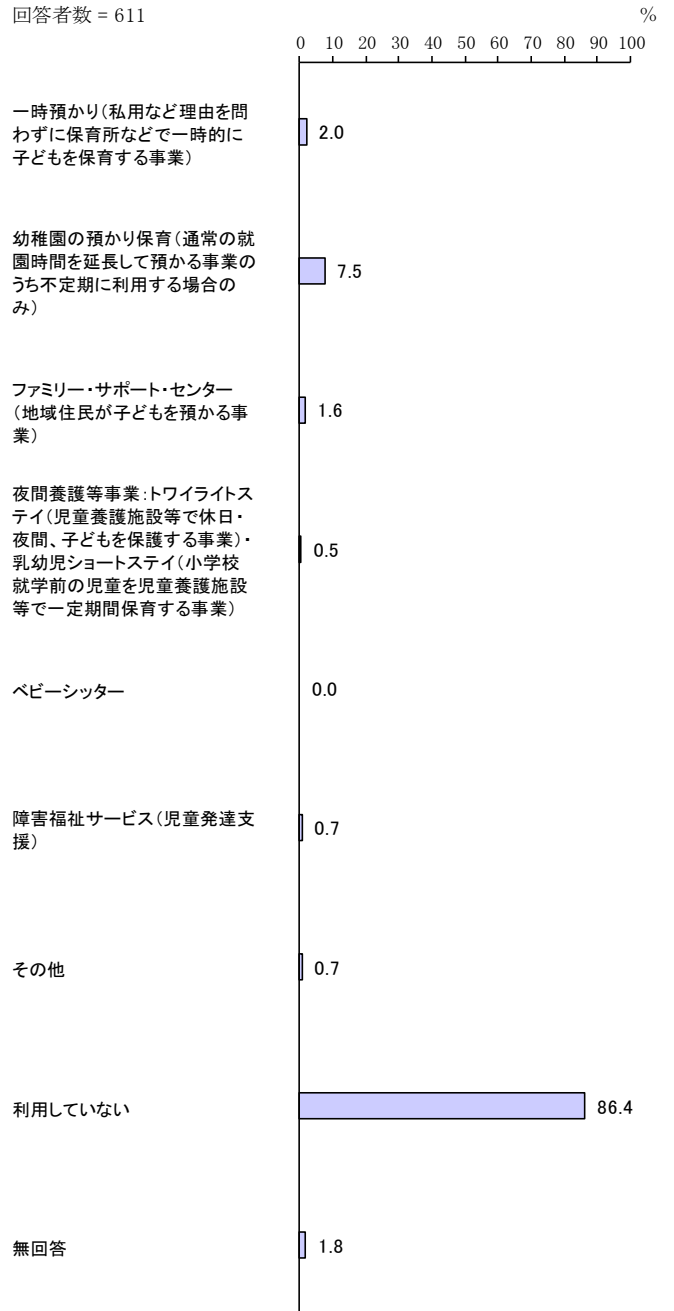


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が86.4%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が7.5%、「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が2.0%となっています。

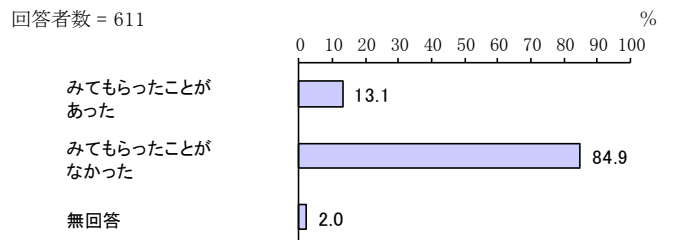
回答者数 = 611



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「みてもらったことがあった」の割合が13.1%、「みてもらったことがなかった」の割合が84.9%となっています。

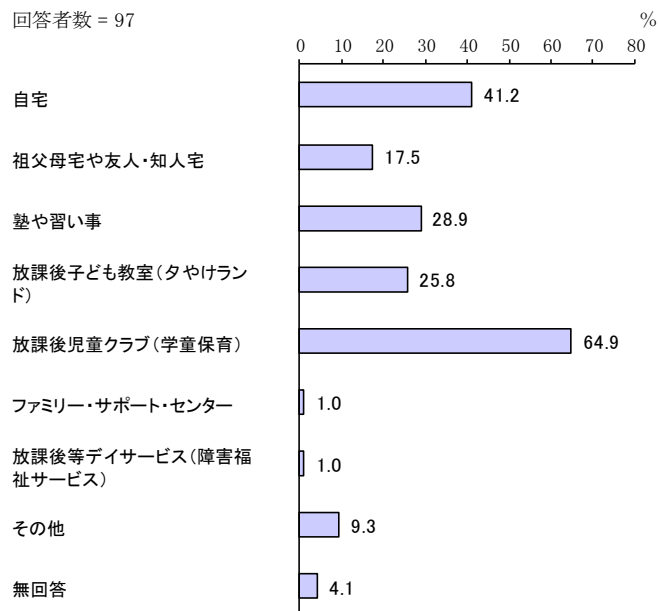
回答者数 = 611



(6) 小学校就学後（放課後）の過ごさせ方について

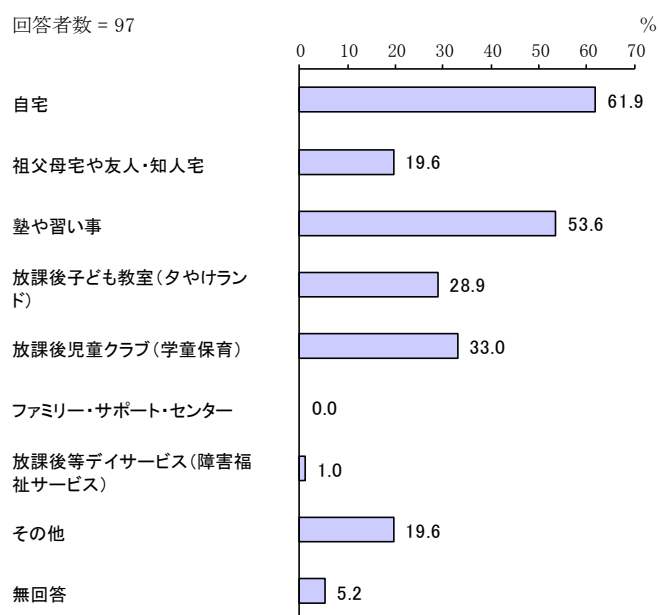
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 64.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 41.2%、「塾や習い事」の割合が 28.9%となっています。



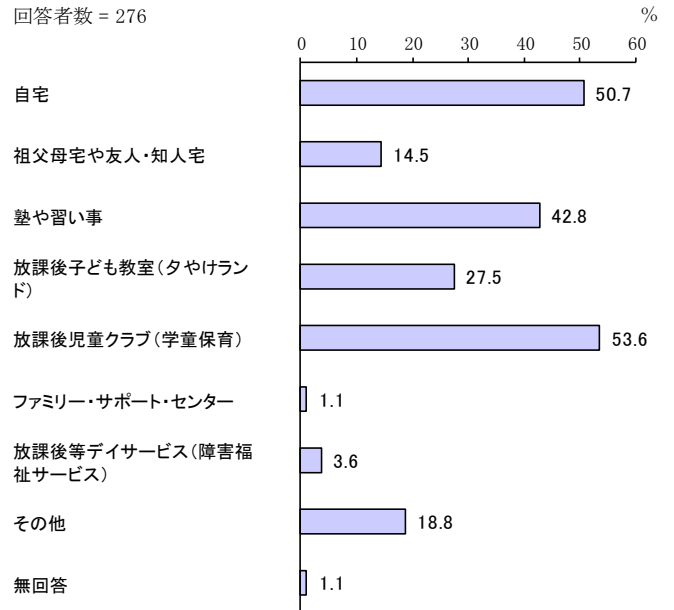
② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 61.9%と最も高く、次いで「塾や習い事」の割合が 53.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 33.0%となっています。



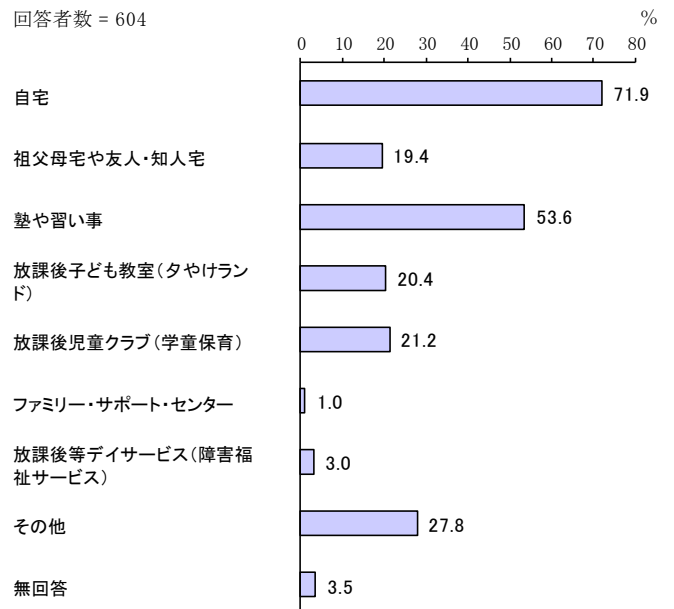
③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 53.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 50.7%、「塾や習い事」の割合が 42.8%となっています。



④ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

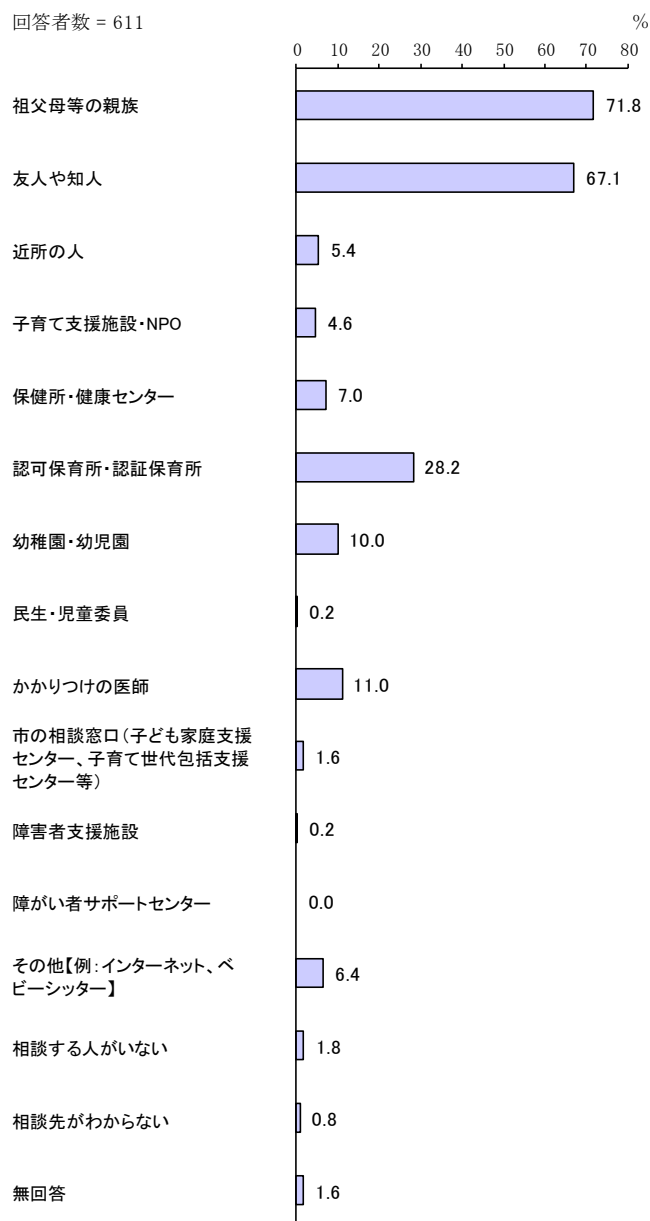
「自宅」の割合が 71.9%と最も高く、次いで「塾や習い事」の割合が 53.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 21.2%となっています。



(7) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

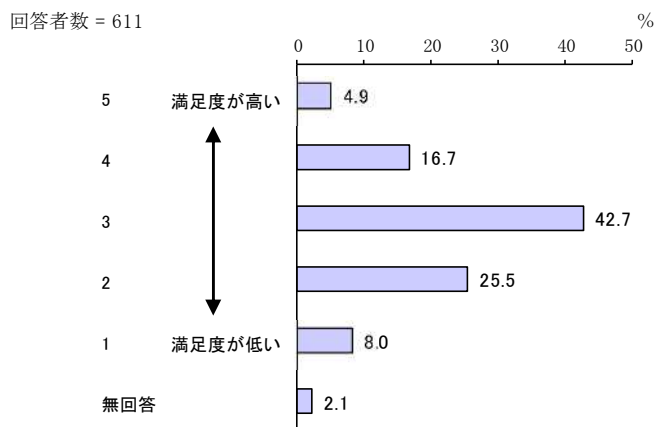
「祖父母等の親族」の割合が71.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が67.1%、「認可保育所・認証保育所」の割合が28.2%となっています。



(8) 子育て全般について

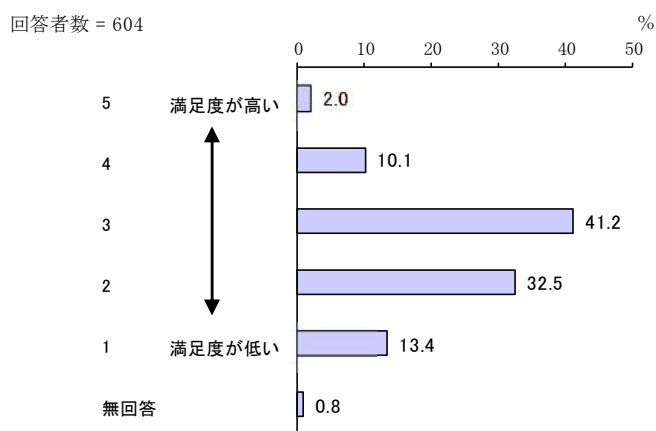
① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が42.7%と最も高く、次いで「2」の割合が25.5%、「4」の割合が16.7%となっています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が41.2%と最も高く、次いで「2」の割合が32.5%、「1」の割合が13.4%となっています。



3 ニーズ調査結果からの課題

- ① 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえない家庭の割合が14.9%となっており、預け先のない家庭への支援が求められています。
- ② 母親の就労希望は、無償化の影響を受け、今後さらに就労希望の高まることが予想されます。就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。
- ③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」の割合が75.3%で、利用している方のうち「認可保育所」の割合が69.1%、「幼稚園」の割合が23.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が5.9%となっています。令和元年10月からは、無償化が始まることから、潜在的な保育ニーズを把握し、教育・保育体制の整備を行うことが必要となっています。（複数回答）
- ④ 地域の子育て支援事業の今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が38.7%となっており、子育て支援事業を活用するための周知・情報提供を進めていく必要があります。
- ⑤ 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応として、「母親が仕事等を休んだ」の割合が75.0%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が41.1%、「父親が仕事等を休んだ」の割合が29.2%となっており、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、病児・病後児保育を検討することが求められています。（複数回答）
- ⑥ 一時預かり保育事業の利用状況をみると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が7.5%、「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が2.0%となっており、今後、母親の就労の高まりが予想されることから、就労に伴う一時預かりについて事業の提供体制の整備を検討する必要があります。
- ⑦ 放課後の過ごし方の希望として、就学前児童保護者の低学年で、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が64.9%と高くなっています。共働き世帯の増加、核家族化などにより、児童の健全な育成を図る目的で推進される放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの役割が重要になっています。
- ⑧ 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の状況をみると、「祖父母等の親族」の割合が71.8%、「友人や知人」の割合が67.1%、「認可保育所・認証保育所」の割合が28.2%となっています。一方、「相談する人がいない」の割合が1.8%、「相談先がわからない」の割合が0.8%となっており、相談先の情報提供、気軽に相談できる体制などを整えていくことが必要となっています。（複数回答）

- ⑨ 本市の子育て支援事業に対する満足度をみると、就業前児童保護者で低い（8.0%）、やや低い（25.5%）と回答した方が合わせて 33.5%となっており、子育て支援に関する諸施策を充実させることが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

次代を担う子どもをみんなで育むまち

本市では、平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年に「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、その基本理念を「子ども・親・地域がともに育ちあうまち 青梅」としていました。

第1期青梅市子ども・子育て支援事業計画では、子どもは、将来の青梅市を担う大切な宝であり、青梅市長期総合計画に沿った基本理念として「次代を担う子どもをみんなで育むまち」としました。本計画では、多様化する子育てニーズに対応し、子どもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進していくために、子ども・子育て支援法に基づいて策定した第1期青梅市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承することといたします。

【基本方針】

多様な子育てニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、既存施設のスペースを活用した子育てひろば事業の拡充や多世代・異年齢交流などを通じ、地域において安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があることから、第6次青梅市総合長期計画では、「子育て支援」、「家庭教育」、「学校教育」、「青少年活動」の4つの基本方針を定め「次代を担う子どもをみんなで育むまち」を目指した取組を推進しています。

子育て支援では、全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援や保育の充実、幼児教育の推進とともに、多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

家庭教育では、子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進するとともに、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

学校教育では、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人

間性豊かな市民として成長することを目指し、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育の推進、小・中学校の一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

青少年活動では、次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、さらに「子ども・若者育成支援推進法」第8条第1項にもとづく「子ども・若者育成支援推進大綱」により、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第8条第1項にもとづく「子どもの貧困対策に関する大綱」により、子どもの貧困対策に関する支援を図ります。

2 計画の性格

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。

【 現状と課題 】

- 急速な少子化の進行
(平成23年合計特殊出生率1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

【 現状と課題への対応 】

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

【 対応の方策 】

課題への解決策として、「幼保一元化(①)」「待機児童の解消(②)」「地域で支える教育・保育(③)」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法」第61条にもとづき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」にもとづく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

3 計画の構成

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。

